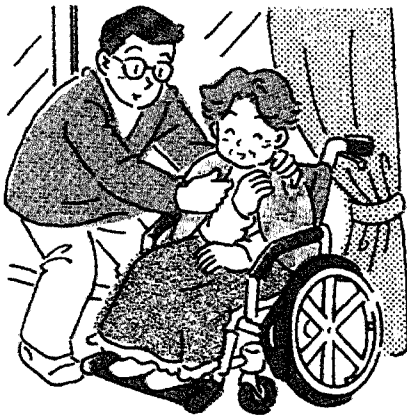


◎介護サービス利用の利点

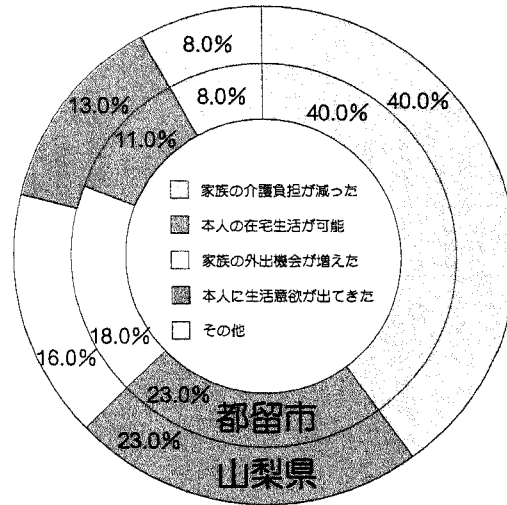
家族の介護負担が減少したり、在宅生活が可能となったなど、介護保険導入の趣旨が生かされている状況がみとれます。県分も同じような状況となっています。

(グラフ5)

今後も、在宅サービスの利用が伸びることにより、さらに家族介護の負担が軽減され、要介護者が意欲を持って在宅生活を続けていける制度にしていくことが求められています。



●グラフ5 サービスを利用して良かった点



※介護保険に関する問い合わせはこちらまで
いきいきプラザ都留内 健康推進課 介護保険担当
☎(46)5113

Q&A
国民年金

“保険料額”

Q. 納付した国民年金保険料は所得税から全額控除されると聞いたのですが、本当ですか？

A. そうです。個人年金に比べて税法上優遇されています。

国民年金の保険料は、所得税法上、全額控除が認められています。

これに対し、民間の生命保険や個人年金の場合、どんなに多くの掛金を支払っていても、社会保険料控除はそれぞれ年間5万円までしか認められていません。

このような点からも、国民年金と個人年金が明らかに違うものであることをおわかりいただけるかと思えます。

控除される金額は下記のとおりです。

	定額保険料	定額保険料+付加保険料
毎月納付	(13,300円×12カ月) 159,600円	(13,700円×12カ月) 164,400円
前納	155,750円	160,430円